



平成 24 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 昭栄株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長CEO 藤岡 正男
(コード : 3003、東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員企画・財務グループ担当 益田 尚志
(TEL. 03-3292-3383)

公認会計士等の異動、定款変更及び商号変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 20 日付「ヒューリック株式会社と昭栄株式会社の統合基本契約書締結に関するお知らせ」のとおり、ヒューリック株式会社(以下「ヒューリック」といいます。)との間で、当社を吸収合併存続会社、ヒューリックを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)の方式により経営統合することにつき基本合意を行っています。

これにつきまして、本日付「ヒューリック株式会社と昭栄株式会社の合併契約書締結に関するお知らせ」において別途開示しております本合併に関する合併契約書を締結すること等に併せて、本日開催の監査委員会において、平成 24 年 3 月 23 日開催予定の第 82 期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に公認会計士等の異動の議案を付議することを決定し、また、本日開催の取締役会において、本総会に定款変更(商号変更を含みます。)の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公認会計士等の異動

(1) 異動に係る公認会計士等

a. 就任する公認会計士等の概要

名称	新日本有限責任監査法人
所在地	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル
業務執行社員	菅原和信、原田昌平
日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。

b. 退任する公認会計士等の概要

名称	有限責任あずさ監査法人
所在地	東京都新宿区津久戸町 1 番 2 号 あずさセンタービル
業務執行社員	二ノ宮隆雄、高尾英明

(2) 異動の年月日

平成 24 年 3 月 23 日(本総会開催予定日)

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成 23 年 3 月 25 日

(4) 退任する公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は本合併によるヒューリックとの経営統合を予定しているところ、経営統合を円滑に進め、かつ経営統合による経営の効率化の効果を速やかに実現していくため、ヒューリックとも協議した結果、監査体制については現在ヒューリックにおいて有価証券報告書等の監査を行っている新日本有限責任監査法人が当社の有価証券報告書等の監査も行うことが望ましいものと判断し、会社法上の会計監査人についても同監査法人を選任することを株主総会に付議することになったものです。

なお、当該会計監査人の選任は、当該会計監査人選任に係る議案が本総会において承認可決されることのほか、本合併、役員選任、定款変更及び役員の報酬額決定の各議案が承認可決されることが条件となります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

2. 定款変更(商号変更を含みます。)

(1) 定款変更の目的

定款変更は、本合併による経営統合を円滑に進めるため、所要の修正することを目的とするものです。また、商号変更は、本合併に伴って必要となる看板の取替え等のコストや両社の規模・事業の広がりを前提とした本合併後の事業運営等をふまえて総合的に勘案し、「ヒューリック株式会社」とすることとしました。

(2) 定款変更の内容

定款変更を承認する本総会の終結の時をもって別紙定款変更案(1)のとおりの変更を行い、本合併の効力発生の時をもって別紙定款変更案(2)のとおりの変更を行います。

なお、定款変更案(1)による定款の変更は、定款変更案(1)の議案が本総会において承認可決されることのほか、本合併、役員選任、定款変更案(2)、役員報酬額決定及び会計監査人選任の各議案が本総会において承認可決されることを条件とします。また、定款変更案(2)による定款の変更(商号変更を含みます。)は、定款変更案(2)の議案が本総会において承認可決されることのほか、本合併、役員選任、定款変更案(1)、役員報酬額決定、及び会計監査人選任の各議案が本総会において承認可決されること、並びに本合併の効力が発生することを条件とします。

(3) 日程

取締役会決議	平成 24 年 2 月 2 日
第 82 期定時株主総会、及び定款変更案(1)の効力発生日	平成 24 年 3 月 23 日(予定)
本合併及び定款変更案(2)(商号変更を含みます。)の効力発生日	平成 24 年 7 月 1 日(予定)

以上

別紙定款変更案(1)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 (省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1. <u>宅地建物取引業その他不動産関係各種事業</u></p>	<p>(1) <u>不動産の所有、売買、賃貸並びにその仲介</u></p>
<p>2. <u>投資顧問業</u></p>	<p>(2) <u>不動産の管理、警備及び評価鑑定</u></p>
<p>3. <u>不動産信託受益権の取得、保有及び処分</u></p>	<p>(3) <u>広告及び宣伝の請負並びに事務機器販売業</u></p>
<p>4. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</u></p>	<p>(4) <u>損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p>
<p>5. <u>倉庫業</u></p>	<p>(5) <u>生命保険の募集に関する業務</u></p>
<p>6. <u>警備業法に基づく警備業</u></p>	<p>(6) <u>保険料の集金業務の受託</u></p>
<p>7. <u>建築工事業</u></p>	<p>(7) <u>ホテル、レストランの経営</u></p>
<p>8. <u>国内外の企業への投資</u></p>	<p>(8) <u>煙草、日用品雑貨、書物等の小売店の経営</u></p>
<p>9. <u>鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業</u></p>	<p>(9) <u>食堂、理髪店並びに駐車場の経営</u></p>
<p>10. <u>有価証券の保有、運用及び金銭の貸付</u></p>	<p>(10) <u>有価証券の保有利用</u></p>
<p>11. <u>一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬、処理、処分及びリサイクル業</u></p>	<p>(11) <u>不動産担保貸付その他金銭の貸付</u></p>
<p>12. <u>前各号に関連する業務</u></p>	<p>(12) <u>住宅地、工業用地等の造成及び販売</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(13) <u>住宅の建設及び販売</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(14) <u>土木建築用資材その他前各号に関連のある製品の売買及びその仲介</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(15) <u>ゴルフ会員権及びスポーツ施設利用会員権の募集、売買及びその仲介</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(16) <u>建築工事の請負、企画、設計、監理及びコンサルティング業務</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(17) <u>不動産の信託受益権の所有、売買及び仲介</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(18) <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>売買、仲介及び管理</u></p> <p>(19) <u>土木の工事請負</u></p> <p>(20) <u>現金自動預払機設置の管理、警備及び 点検業務</u></p> <p>(21) <u>第二種金融商品取引業</u></p> <p>(22) <u>投資助言・代理業</u></p> <p>(23) <u>前各号に関連する諸業務</u></p>
<p>第3条 (省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p><u>(公告方法)</u></p> <p>第4条 <u>当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p><u>(機 関)</u></p> <p>第5条 <u>当社は、取締役会、委員会及び会計監査人を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(公告方法)</u></p> <p>第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条～第8条 (省略)</p>	<p>第6条～第8条 (現行どおり)</p>

(新設)

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議による委任を受けた代表執行役が選定し、これを公告する。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する手続及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた代表執行役が定める株式取扱規程による。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定に基づき公告のうえ、株主もしくは登録株式質権者としての権利を行使すべき者を確定するため臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(新設)

(新設)

(新設)

(削除)

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

2. 株主総会の招集地は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、又は東京都内において招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 議決権は、これを代理人により行使せしめようとするときは議決権のある当会社の株主に限り委任することができる。但し、代理人は1名に限る。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第17条 議決権は、これを統一せずして行使しようとするときは株主総会ごとに申し出ることを要する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. (現行どおり)

(削除)

(議決権の不統一行使の要件)

第18条 議決権は、株式の信託を引き受けたものであること、その他他人のために株式を有することのいずれでもないときはこれを統一せずして行使することはできない。

(削除)

(招集権者及び議長)

第19条 株主総会は、取締役会で選定された取締役がこれを招集する。

② 選定された取締役に事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役にこれにかわる。

③ 株主総会は、代表執行役が議長となる。

④ 代表執行役に事故あるときは、取締役会の定めるところによる。

(削除)

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

(削除)

第4章 取締役及び取締役会

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、10名以内とする。

(員数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(選任方法)

第20条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(取締役会長)

第24条 取締役会の決議により取締役会長 1 名を選定することができる。

(新設)

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。

② 取締役会長に事故あるとき又は取締役会長を定めないときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

③ 第 32 条に定める各委員会を組織する取締役であってその所属する各委員会が指名する者は、前 2 項の規定にかかわらず取締役会を招集することができる。

④ 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めるところにより取締役会を招集することの請求を行うことができる。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役相談役各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(削除)

(削除)

(取締役会の招集手続)

第26条 取締役会の招集は、会日より2日前に各取締役に対してその通知を發する。但し、緊急を要する場合には更にこの期間を短縮することができる。

(新設)

(取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 (現行どおり)

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(削除)

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第31条 (新設)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会、監査委員会
及び報酬委員会

(各委員会の設置)

第32条 当社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会を置く。

② 各委員会を組織する取締役は、取締役会において選定する。

(各委員会の決議方法)

第33条 各委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行う。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削除)

(削除)

(削除)

(各委員会の議事録)

第 34 条 各委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

(削除)

- ② 取締役は、当該議事録に係る委員会を組織する委員でない場合であっても、当該委員会の議事録について法令で定める方法による閲覧または謄写をすることができる。

(各委員会規程)

第 35 条 各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、各委員会で定める委員会規程による。

(削除)

(新設)

第 5 章 監査役及び監査役会

(新設)

(員 数)

第 29 条 当社の監査役は、7 名以内とする。

(新設)

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(新設)

(補欠監査役の予選の効力)

第 31 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

	<u>(任期)</u>
(新設)	<p><u>第 32 条</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
	<u>(常勤の監査役)</u>
(新設)	<p><u>第 33 条</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
	<u>(監査役会の招集通知)</u>
(新設)	<p><u>第 34 条</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
	<u>(監査役会規程)</u>
(新設)	<p><u>第 35 条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
	<u>(報酬等)</u>
(新設)	<p><u>第 36 条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第6章 執行役</u></p> <p><u>第36条～第38条 (省略)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>第7章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p><u>第39条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表執行役が<u>監査委員会</u>の同意を得て定める。</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第39条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>

(新設)

第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

② 当社は、前項に定める事項を株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

② 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

③ 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(削除)

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(削除)

(削除)

(新設)

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第 45 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の剰余金には利息を付けない。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 45 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(削除)

別紙定款変更案(2)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は<u>昭栄株式会社</u>と称し、英文では<u>Shoei Company, Limited</u>と表示する。</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ヒューリック株式会社</u>と称し、英文では<u>Hulic Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億1,858万株</u>とする。</p> <p>第7条以下 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18億株</u>とする。</p> <p>第7条以下 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>本定款第1条、第3条及び第6条の変更は、当社第82期定時株主総会の第2号議案に係る合併の効力発生日をもって生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>本附則は、前項の合併の効力発生日の経過をもってこれを削るものとする。</u></p>